

令和7年度当初予算(案)における入湯税の用途について

入湯税は、消防施設等の整備、観光施設の整備及び観光の振興などに要する費用に充てるための目的税であり、令和7年度は次に掲げる事業に充当しています。

令和7年度当初予算(案)入湯税の額 8,100 千円

(単位:千円)

事業名	事業内容等	事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一般財源	
			国(県)支出金	市 債	その他	入湯税	その他
消防施設整備 管理事業	消防施設整備工事	3,433	0	0	0	671	2,762
	小型動力ポンプ付積 載車購入	5,775	0	4,000	0	347	1,428
小 計		9,208	0	4,000	0	1,018	4,190
ロイヤル胎内パークホテル 運営事業	施設改修工事	6,350	0	0	0	1,241	5,109
奥胎内ヒュッテ 管理事業	施設改修工事	2,689	0	0	0	525	2,164
小 計		9,039	0	0	0	1,766	7,273
観光振興事業	観光宣伝費(印刷製 本費、広告料)	4,200	0	0	0	821	3,379
	胎内市観光協会負 担金	23,000	0	0	0	4,495	18,505
小 計		27,200	0	0	0	5,316	21,884
合 計		45,447	0	4,000	0	8,100	33,347